

○小山市学童保育館条例施行規則

平成17年9月30日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、小山市学童保育館条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 小山市学童保育館（以下「保育館」という。）において、次の事業を行うものとする。

- (1) 児童の育成及び指導
- (2) 地域及び保護者相互の連絡及び提携
- (3) その他児童の健全育成上必要な事項

(実施地区)

第3条 前条の事業は、小学校又は義務教育学校の通学区を1単位とし、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する地区において実施するものとする。

- (1) 放課後児童が10人以上いること。
- (2) 放課後児童健全育成指導に携わる者（自治会、子供会育成会、PTA等）、放課後児童の保護者、児童委員及び教職員（以下「育成者」という。）による放課後児童健全育成の組織化が可能であること。

(休館日)

第4条 保育館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から同月31日まで及び翌年1月2日並びに同月3日）

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。

(開館時間)

第5条 保育館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで（夏季休業日及び春季・冬季休業日を除く。） 下校時から午後6時まで
- (2) 夏季休業日及び春季・冬季休業日 おおむね午前7時30分から午後6時まで

2 市長は、前項の開館時間を、午後7時まで延長することができる。

3 前条第2項の規定は、保育館の開館時間について準用する。

（対象児童）

第6条 保育館に入所することができる児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者の労働又は疾病等の理由により、適切な保育が受けられない児童
- (2) 保護者が家族を介護するために、適切な保育が受けられない児童
- (3) その他市長が入所を必要と認めた児童

2 市長は、対象児童が次のいずれかに該当する場合は、小山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）第3条に規定する最低基準の範囲において、入所に配慮するものとする。

- (1) 低学年の児童及び発達段階の観点から特に配慮が必要と考えられる児童
- (2) ひとり親家庭等、家庭環境の観点から特に配慮が必要と考えられる児童
（保育料の区分及び額の算定）

第7条 保育館における保育に要する費用（以下「保育料」という。）は、次の各号に掲げる種類に区分するものとする。

- (1) 基準保育料 第5条第1項に掲げる時間に行う保育の利用に係る保育料をいう。
- (2) 延長保育料 延長保育（午後6時から午後7時までの間に行う保育をいう。）の利用に係る保育料で、第1号の基準保育料に加算するものをいう。
- (3) 夏季休業日加算金 夏季休業期間中に行う保育の利用に係る保育料で、第1号の基準保育料に加算するものをいう。
- (4) 春季・冬季休業日加算金 春季・冬季休業期間中に行う保育の利用に係る保

育料で、第1号の基準保育料に加算するものをいう。

2 保育料の額は、別表に掲げる児童1人当たりの額の範囲において、児童の学年等を考慮して定めるものとする。

3 第4条第2項の規定は、保育館の保育料について準用する。

(指定管理者)

第8条 条例第3条の規定により指定管理者に保育館の管理を行わせる場合における第4条の適用について、この規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年9月29日規則第29号)

この規則は、小山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第7条関係)

区分	単位	児童1人当たりの額の範囲
基準保育料	1月	4,000円から9,000円まで
延長保育料	1日	300円を上限とする。
夏季休業日	一の休業期間	4,000円を上限とする。
春季・冬季休業日	一の休業期間	2,000円を上限とする。